

学生アルバイト紹介に関する制限職種基準

令和5年9月
郡山女子大学
郡山女子大学短期大学部
学生生活部

制限基準に抵触するアルバイトについては、求人票を頂いても学生への閲覧に供さない場合があります。

区分	制限職種	理由
教育的に好ましくないもの	バー、キャバレー、麻雀、パチンコなどの風俗営業の業務、居酒屋等主にお酒を取り扱う仕事	教育的に好ましくない。
	競馬、競輪場等、ギャンブル場内での業務	教育的に好ましくない。
	午後10時～午前6時までの業務	教育的に好ましくない。
	住み込み業務、宿直	教育的に好ましくない。
	最低賃金を下回るもの、マルチ・ネズミ講商法に関するものなど法令に違反するもの	教育的に好ましくない。
	訪問販売、勧誘、集金の業務	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	不特定多数を対象とした街頭調査、訪問調査、電話調査業務	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	選挙に関連する一切の業務	公職選挙法に抵触する可能性がある。
	街頭でのチラシ配り、投函、ポスター貼り等の業務	内容的に問題があったり、無許可の場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	プライバシー等に関する調査、企業や個人の信用や所在、行動等について調査を行う興信所業務に類する調査	トラブルの原因となることが多い。
危険を伴うもの・人体に有害なもの	自動車、バイク等を使用した運転業務	事故を起こしたり事故に巻き込まれる恐れがある。事故を起こした場合経済的・精神的負担が大きい。
	プレス、ボール盤、旋盤、裁断機自動機械の操作業務	危険度が高い。
	線路内や交通頻繁な路上での作業（交通整理、警備員、白線引き、測量等）	危険度が高い。
	ヘルメットの着用を必要とする作業	危険度が高い。
	農薬、劇薬など人体に有害な薬物の取り扱い（メッキ作業、シロアリ駆除等）	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	特に高温、低温、塵芥、粉末、有毒ガス、騒音等の劣悪な環境下での作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	放射線、被爆のおそれがあるもの、薬品や医療類似行為の被験者	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
その他	プールの監視員、ベビーシッター	人命にかかわることが予想される。
	登録制のもの、又は人材派遣事業に類するもの	本学での管理が不可能であり、トラブルの原因となることが多い。
	労働条件（賃金、時間、場所、労働内容等）が不明確なもの	被用者に不利益な労働条件を課す可能性がある。
	個人からの依頼によるもの	保証がないため。
	家庭教師派遣及び勧誘業務	トラブルの原因となることが多い。
	宗教の布教にかかわる活動に関するもの	トラブルの原因となることが多い。
	その他大学が好ましくないと判断するもの	公序良俗に反すると認められたり、学生が関与する労働として社会的・教育的に好ましくないと大学が判断したもの。